

証券業界における節電対策について

平成 23 年 5 月 17 日

日本証券業協会

証券業界においては、政府の方針に従い、東京電力及び東北電力管内の本店・営業店等において、以下の節電対策に積極的に取り組むこととする。

1. 使用電力の削減目標

- (1) 契約電力量に関わらず、会員の本店・営業店等それぞれの施設において、ピーク期間・時間帯の使用最大電力の抑制(削減率▲15%以上)を行う。(※)
- (2) 上記目標の達成を施設毎に行うことが困難な会員においては、会社又はグループ等全体で使用最大電力の 15% 以上の削減を行う。

※ ピーク期間・時間帯は以下のとおり。

・東京電力:平成 23 年 7 月 1 日～9 月 22 日(平日)の 9 時から 20 時

・東北電力:平成 23 年 7 月 1 日～9 月 9 日(平日)の 9 時から 20 時

※ 契約電力 500kw 以上の施設については、電気事業法に従って使用電力の削減をしなければならない。

2. 具体的対策

- (1) 会員各社においては、経営トップが関与する形で下記①及び②に掲げる節電対策を実施し、その状況のモニタリングを行っていく。

① 会員全社で取り組む対策

- イ) 室内温度設定は原則 28℃(クールビズの徹底)
- ロ) 照明の大幅な間引きや使用していないエリアの消灯の徹底
- ハ) OA機器の使用抑制
- ニ) 従業員の夏期長期休暇の取得促進、残業抑制等の労働時間管理の徹底
- ホ) 節電対策本部や節電担当者の設置

② 各社の実情に応じて取り組む対策

- ヘ) エレベーター等の間引き、省エネ型照明機器等の活用
- ト) 店内ATMの稼働時間の短縮や休止
- チ) その他の店舗設備(看板、株価ボード、ショーウィンドウ、大型テレビモニター等)の使用抑制・消灯
- リ) セミナーの削減(特定の平日での集中開催回避)、休日開催
- ヌ) 厚生施設の夏期休業や研修施設の利用削減

- (2) 日証協事務局においては、会員の節電対策を支援するため、以下の対策に取り組む。

① 資格試験時間等の縮減

② 節電対策地域内での実地監査の延期

- (3) 会員各社においては、中長期的課題として、以下の対策について検討する。

○ 業務(本店機能、サーバー等)の一部移転

以 上